

○金沢市税賦課徴収条例施行規則

昭和35年4月1日

規則第15号

(市民税の減免)

第6条の3 条例第36条第1項各号に掲げる者に対する市民税の減免は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第36条第1項第1号に該当する者 全額の免除
- (2) 条例第36条第1項第2号に該当する者のうち、法第314条の2第9項に規定する勤労学生で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 全額の免除
- (3) 条例第36条第1項第3号に該当する者のうち、政令第47条に規定する収益事業（次号及び第8条の2において「収益事業」という。）を行わない者 全額の免除
- (4) 条例第36条第1項第4号に該当する者のうち、次のアからコまでのいずれかに該当する者 それぞれ次のアからコまでに定めるところによる。
  - ア 生活保護法の規定による保護を受けている者と同程度の実情にあると認められるもの 全額の免除
  - イ 納税義務者の相続人（納税義務者が災害によって死亡したことにより、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した者に限る。）で、当該承継した市民税（ウにおいて「承継市民税」という。）の納付が著しく困難であると認められるもの 全額の免除
  - ウ 納税義務者の相続人（納税義務者が災害以外の事由によって死亡したことにより、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した者に限る。）で、承継市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

被相続人の前年の合計所得金額	減免する額
200万円以下	全額
200万円を超え300万円以下	10分の7の額
300万円を超え400万円以下	10分の5の額

エ 納税義務者が災害により障害者（法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 10分の9の減額

オ 災害により、自ら又はその同一生計配偶者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同項第9号に規定する扶養親族をいう。）が所有し、かつ、居住の用に供している家屋又は家財について、多額の損失（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を受けた者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区分		減免する額
前年の合計所得金額	居住の用に供している家屋又は家財の価格に対する損失の割合	
500万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の6の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
500万円を超え750万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の4の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
750万円を超え1,000万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の2の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額

カ 失業、廃業（法人設立によるものを除く。）その他これらに準ずる事由によって当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ減少したことにより、生活に困窮する者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区分	減免する額
----	-------

金沢市税賦課徴収条例施行規則

前年の合計所得金額	前年の合計所得金額に対する当該年の合計所得金額の見積額の減少の割合	
100万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
100万円を超え200万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
200万円を超え300万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額
300万円を超え400万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の2の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の4の額
	3分の2以上	10分の6の額

キ 自ら又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族が疾病又は負傷によって多額の医療費（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を支払ったことにより、市民税の納付が著しく困難であると認められる者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区分		減免する額
前年の合計所得金額	前年の合計所得金額に対する当該年の合計所得金額の見積額の減少の割合	
100万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
100万円を超え200万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
200万円を超え300万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額
300万円を超え400万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の2の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の4の額
	3分の2以上	10分の6の額

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第7条の2において「認可地縁団体」という。）で、収益事業を行わないもの 全額の免除

ケ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、収益事業を行わないもの 全額の免除

コ その他市長が特に必要があると認めるもの 市長が必要があると認める額の減免

2 前項各号に規定する事由のうち2以上のものに該当する者から条例第36条第2項の規定による申請書（次条において「減免申請書」という。）の提出があった場合は、当該該当する前項の規定による減免額のうち、その額が最も大きいものを当該提出に係る減免額とする。

（平24規則25・追加、平30規則65・令2規則63・一部改正）

第6条の4 市民税の減免の決定は、減免申請書を提出した者について、当該減免申請書の提出のあった日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について行うものとする。

（平24規則25・追加）

（固定資産税の減免割合）

第7条の2 条例第56条第1項各号に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免の割合は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第56条第1項第1号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

金沢市税賦課徴収条例施行規則

固定資産	減免の割合
ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産	10分の10
イ 上記の者と同程度の実情にあると認められる者が所有する固定資産	10分の10

(2) 条例第56条第1項第2号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

固定資産	減免の割合
ア 認可地縁団体その他これに類する地域団体が集会所その他の公共的施設として直接専用する固定資産	10分の10
イ 消防団、自主防災組織等が消防又は防災のために直接専用する固定資産	10分の10
ウ 不特定多数の住民に開放されている公園及び広場	10分の10
エ 県又は市の指定する文化財及びこれらに準ずるもので史料として価値の高い固定資産	10分の10
オ 県又は市の指定する文化財及びこれらに準ずるもので史料として価値の高いものを専ら收容するための固定資産	10分の5
カ 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第2条第1項に定める公民館及びその附属施設として直接その用途に使用する固定資産	10分の10
キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等	10分の10
ク 集じん庫、汚水処理施設、浄水施設その他の地域住民のために利用されている公益的施設として直接その用途に供する固定資産	10分の10

(3) 条例第56条第1項第3号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

区分		減免の割合
種類	損害の程度	
土地	被害面積がその土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10
	被害面積がその土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
	被害面積がその土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	被害面積がその土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4
家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	10分の10
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、その家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、その家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、その家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4
償却資産	家屋に準ずる損害の程度	家屋に準ずる割合

(4) 条例第56条第1項第4号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

固定資産	減免の割合
ア 相続税法（昭和25年法律第73号）の規定によって物納された固定資産	10分の10
イ 公益社団法人又は公益財団法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産で、公共の福祉を増進し、市政に大きく寄与するもののうち、市長が特に必要と認めるもの	10分の10
ウ 賦課期日以前に国又は地方公共団体による買収等の契約が完了し、かつ、やむを得ない事由により当該賦課期日後に所有権の移転登記がされた固定資産	10分の10
エ 法第348条第2項各号に掲げる固定資産のうち、賦課期日後に社会福祉施設等の用に供された固定資産で、当該賦課期日に当該固定資産においてその施設の建築等が着手されていたもののうち、市長が特に必要があると認めるもの	10分の10

オ その他市長が特に必要があると認める固定資産	市長が必要があると認める割合
-------------------------	----------------

(平24規則25・追加、平28規則30・一部改正)

(固定資産税の減免の決定)

第7条の3 固定資産税の減免の決定は、条例第56条第2項の規定による申請書（この条及び次条において「減免申請書」という。）を提出した者について、当該減免申請書の提出のあった日（条例第11条の2の規定により減免申請書の提出期限の延長があった場合には、当該減免申請書に係る固定資産が条例第56条第1項第2号から第4号までに掲げる固定資産に該当した日（以下「減免事由発生日」という。））以後に納期の末日が到来する納期分の税額（条例第56条第1項第2号から第4号までに該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合は、法第20条の4の2第6項の規定により最初の納期に係る分割金額に合算された納期ごとの分割金額に係る1,000円未満の端数のうち、当該減免申請書の提出のあった日以後に納期の到来する納期分に係る1,000円未満の端数の税額を含む。）について、次条に定めるところにより行うものとする。

2 条例第56条第1項第3号に該当する固定資産について固定資産税の減免をする旨の決定をした場合は、当該減免の事由の発生日がその年度の賦課期日の翌日以後であるときは、当該年度の翌年度の税額についても次条第2項に定めるところにより減免の決定を行うものとする。

(平24規則25・追加)

(減免額の算出方法)

第7条の4 条例第56条第1項第1号に該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合の減免の額は、減免申請書の提出のあった日以後に納期の末日が到来する納期分の税額に第7条の2第1号に定める減免の割合を乗じて得た額とする。この場合において、減免の対象となる固定資産が共有物件である場合で、その一部の共有者にのみ減免の事由が発生したときは、その者の持分により算出する。

2 条例第56条第1項第2号から第4号までに該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合の減免の額は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に第7条の2第2号から第4号までに定める減免の割合を乗じて得た額の合計額に、次の表に掲げる減免申請書の提出日の区分に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。

減免申請書の提出日	期別の割合
第1期の納期限まで	4分の4
第1期の納期限の翌日から第2期の納期限まで	4分の3
第2期の納期限の翌日から第3期の納期限まで	4分の2
第3期の納期限の翌日から第4期の納期限まで	4分の1

3 条例第11条の2の規定により減免申請書の提出期限の延長があった場合における前項の規定の適用については、同項中「減免申請書の提出日」とあるのは、「減免事由発生日」とする。

(平24規則25・追加、平28規則30・一部改正)

(都市計画税の減免)

第16条の2 都市計画税の減免は、次項に定めるもののほか、固定資産税の減免の例による。

2 金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第68号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場に係る土地（条例第43条の6の規定の適用を受ける土地を除く。）で、直接その業務の用に供するものに係る都市計画税の減免は、当該土地に係る都市計画税の3分の2の額を減額するものとする。

(平24規則25・追加、平28規則30・一部改正)